

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 16 日

障害保健福祉主管部（局）
各 都道府県 御中
児 童 福 祉 主 管 部 （ 局 ）

こ ども 家 庭 庁 支 援 局 障 害 児 支 援 課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

同行援護従業者養成研修カリキュラム等に関する告示の改正について

本日、指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）が一部改正されたところです。改正の概要等については下記のとおりですので、各都道府県におかれては内容を十分御了知の上、適切な研修実施に御協力いただくとともに、関係団体や指定研修事業者等への周知をお願いします。

記

1 改正の概要（参考資料：別添 1、2）

同行援護の事業を行う事業所に置くべき従業者の要件として、同行援護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたことが定められているところ、当該従業者の要件に係る経過措置及び当該研修のカリキュラムについて、以下の見直しを行います。

（1）従事者の要件に係る経過措置

現行、令和 3 年 3 月 31 日において盲ろう者向け通訳・介助員であった者について、令和 6 年 3 月 31 日までの間は同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置を設けています。

今般、当該経過措置の対象者について、令和 6 年 3 月 31 日において同行援護の事業を行う事業所の従業者であった場合に限り、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、引き続き同行援護従業者養成研修修了者とみなすこととします。

（2）同行援護従業者養成研修のカリキュラム改正

同行援護従業者養成研修のカリキュラムを別添 3 のとおり見直すとともに、改正後の同行援護従業者養成研修のカリキュラムは、一部、地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と共通した内容を含むため、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、別添 4 のとおり、同行援護従業者養成研修の一部科目の受講を免除することとします。

(3) 適用期日

(1) については、令和6年4月1日

(2) については、令和7年4月1日

2 留意事項

(1) 研修日程及び研修プログラム

同行援護従業者養成研修の研修日程及び研修プログラムについては、各研修事業者により定められていますが、引き続き、受講人数や会場の規模等、各地域の実情に即して、研修を実施するようお願いします。

また、研修受講に部分免除がある盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者による研修参加の負担軽減にできる限り配慮し、研修日程や研修費用等を設定いただくようお願いします。

なお、参考として、別添5のとおり、研修日程等の参考例をお示しします。

(2) 研修の実施

各都道府県においては、同行援護従業者養成研修の研修機会の確保とともに、同行援護事業所等や、福祉や看護を学ぶ学生等を含め、幅広い方々に対する研修受講の勧奨に努めていただくようお願いします。

また、多くの方々に同行援護従業者養成研修を受講していただけるよう、地域生活支援事業による経費の補助を活用するなどして、地域の実情に応じた研修の実施をお願いします。

○こども家庭庁告示第二号
厚生労働省告示第二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護の提供に当たする者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。ただし、別表第六及び別表第七に係る改正規定は、令和七年四月一日から適用する。また、令和三年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者又は障害児に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていたもの（令和六年三月三十一日において法第五条第四項に規定する同行援護の事業を行う事業所の従業者であつた者に限る。）にあつては、令和九年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定居宅介護の提供に当たする者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等第一条第六号に規定する者に該当するものとみなす。

令和五年十月十六日

こども家庭庁長官 渡辺由美子
厚生労働大臣 武見 敬三

改 正 後	
(指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等) 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五条第一項の規定に基づき指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第七条において準用する同令第五条第一項の規定に基づき重度訪問介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき同行援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき行動援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第四十八条第二項において準用する同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当重度訪問介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき同行援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき基準該当同行援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき基準該当行動援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、次の各号のいずれかに掲げる者とする。 一・二 (略) 三 居宅介護職員初任者研修(障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 四・五 (略) 六 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者	
改 正 前	
(指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等) 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五条第一項の規定に基づき指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第七条において準用する同令第五条第一項の規定に基づき重度訪問介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき同行援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき行動援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第四十八条第二項において準用する同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当重度訪問介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき同行援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき基準該当同行援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき基準該当行動援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、次の各号のいずれかに掲げる者とする。 一・二 (略) 三 居宅介護職員初任者研修(障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。)の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 四・五 (略) 六 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(令和三年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていたものにあつては、令和六年三月三十一日までの間は、本号に規定する者に該当するものとみなす。)	

七〇二十二 (略)

七〇二十二 (略)

別表第六
(第六号関係)

講義	区分	科	目	時間数	備考
外出保障				(略)	
視覚障害の理解と疾病①				一	
視覚障害の理解と疾病②				〇・五	視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者」という。)にあつては、受講を免除する。
				(略)	
視覚障害者(児)の心理				一・五	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
視覚障害者(児)福祉の制度とサービス				一	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
同行援護の制度				二・五	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
同行援護従業者の実際と職業倫理				二・五	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。

別表第六
(第六号関係)

講義	区分	科	目	時間数	備考
視覚障害者(児)福祉サービス				(略)	
同行援護の制度と従業者の業務				二	
障害・疾病の理解①				二	(新設)
				二	
障害者(児)の心理①				(略)	
情報支援と情報提供				二	(新設)
代筆・代読の基礎知識				二	
同行援護の基礎知識				二	(新設)

[illegible]

同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

目 的

1. 研修カリキュラム改正

- 障害福祉サービスの「同行援護」の従業者の要件の一つとして、「同行援護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した者の証明書の交付を受けた者」がある。
- この同行援護従業者養成研修のカリキュラムについて、
 - ・ 同行援護従業者の質的向上を図るため、カリキュラム内容を充実する。
 - ・ 「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者について、カリキュラムの受講の一部を免除する。

ことを目的に、令和3年度厚生労働行政推進調査事業において、新カリキュラム作成に関する調査研究が実施された。

- この調査研究において示された新カリキュラム案により同行援護従業者養成研修が実施されるよう、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）の改正を行うものである。（カリキュラム改正については次ページ）

2. 従業者要件の経過措置

- 現在、「盲ろう者向け通訳・介助員」については、令和6年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修の修了者とみなす経過措置を置いているが、上記の同行援護従業者養成研修の新カリキュラムへの移行も踏まえ、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する（ただし、現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。）。

同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

カリキュラムの改正

現 行

一般課程

区分	科目	時間数
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2
	障害・疾病の理解①	2
	障害者（児）の心理①	1
	情報支援と情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	2
	同行援護の基礎知識	2
演習	基本技能	4
	応用技能	4
	合計	20

応用課程

区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1
	障害者（児）の心理②	1
演習	場面別基本技能	3
	場面別応用技能	3
	交通機関の利用	4
	合計	12



改 正 後

一般課程

区分	科目	基本時間数	盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修修了者	
			免除	免除後時間数
講義	外出保障	1		1
	視覚障害の理解と疾病①	1		1
	視覚障害の理解と疾病②	0.5	○	0
	視覚障害者（児）の心理	1		1
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	○	0
	同行援護の制度	1		1
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	○	0
講義・演習	情報提供	2		2
	代筆・代読①	1		1
	代筆・代読②	0.5	○	0
演習	誘導の基本技術①	4		4
	誘導の基本技術②	3	○	0
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4		4
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	○	0
	交通機関の利用	4		4
	合計	28		19

応用課程

区分	科目	時間数
講義	サービス提供責任者の業務	1
	様々な利用者への対応	1
	個別支援計画と他機関との連携	1
	業務上のリスクマネジメント	1
	従業者研修の実施	1
	同行援護の実務上の留意点	1
	合計	6

同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

スケジュール

1. 新カリキュラムによる研修

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全体スケジュール	旧カリキュラムによる研修		新カリキュラムによる研修	
国 (告示改正など)	R5. 6月 ・障害者部会	R5. 10月 ・告示改正	【R7. 4月から】	
都道府県 (事業者指定など)	研修実施手続き(予定) (実施要領改正、事業者指定など)			
研修事業者 (研修実施など)		都道府県への 手続き(予定)	研修の実施	

2. 経過措置(みなし規定)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「盲ろう者向け通訳・ 介助員」については、 同行援護従業者養成研 修の修了者とみなす	現行の経過措置 【R6. 3月末まで】	経過措置の延長 ※		
		※経過措置の延長は、現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。		【R9. 3月末まで】

告示適用日

- 新カリキュラムによる研修・・・令和7年4月1日より実施
- 従業者要件の経過措置・・・・・・令和9年3月31日まで（現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。）

同行援護従業者養成研修カリキュラム新旧対照表

現 行

一般課程

科目番号	区分	科目名	時間数
①	講義	視覚障害者(児)福祉サービス	1
②	講義	同行援護の制度と従業者の業務	2
③	講義	障害・疾病の理解①	2
④	講義	障害者(児)の心理①	1
⑤	講義	情報支援と情報提供	2
⑥	講義	代筆・代読の基礎知識	2
⑦	講義	同行援護の基礎知識	2
⑧	演習	基本技能	4
⑨	演習	応用技能	4

応用課程

科目番号	区分	科目名	時間数
⑩	講義	障害・疾病の理解②	1
⑪	講義	障害者(児)の心理②	1
⑫	演習	場面別基本技能	3
⑬	演習	場面別応用技能	3
⑭	演習	交通機関の利用	4



改正後

一般課程

科目番号	区分	科目名	目的	時間数	免除時間数
①	講義	外出保障	視覚障害者(児)の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障害者(児)の外出保障を担うことを理解する。	1	0
③⑩	講義	視覚障害の理解と疾病① ②	視覚障害者(児)の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。	1.5	0.5
④⑪	講義	視覚障害者(児)の心理	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。	1	0
①	講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	障害者(児)福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者(児)が利用する関係施設を理解する。	1.5	1.5
②	講義	同行援護の制度	同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。	1	0
②⑦	講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。	2.5	2.5
⑤⑦	講義・演習	情報提供	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。	2	0
⑥	講義・演習	代筆・代読① ②	代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。	1.5	0.5
⑧⑫	演習	誘導の基本技術① ②	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。	7	3
⑨⑬	演習	誘導の応用技術(場面別・街歩き)① ②	様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。	5	1
⑭	演習	交通機関の利用	交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。	4	0

応用課程

科目番号	区分	科目名	目的	時間数	免除時間数
②	講義	サービス提供責任者の業務	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。	1	0
③	講義	様々な利用者への対応	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。	1	0
④	講義	個別支援計画と他機関との連携	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。	1	0
②	講義	業務上のリスクマネジメント	事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生可能性がある事故や発生時の管理体制等について理解する。	1	0
⑤	講義	従業者研修の実施	事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。	1	0
⑦	講義	同行援護の実務上の留意点	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。	1	0

※各科目の講義内容や目的等の見直しも行ったため、現行カリキュラムの科目は、改正後カリキュラムの科目に、複数跨がる科目もある

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の研修修了者の免除内容について

区分	科目名	実施内容 ※下線が免除する内容	基本 時間数	免除 時間	免除部分の主な内容
講義	視覚障害の理解と疾病 ① ②	(1) 視覚障害の理解（視覚障害による不便さ、必要な情報） (2) 視覚障害と疾病の理解（様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント）	1.5時間	0.5時間	実施内容のうち、「(2) 視覚障害と疾病の理解」 ・視覚障害を引き起こす主な疾病等について（緑内障、網膜色素変性症、黄斑変性症、糖尿病性網膜症、視神経萎縮、網膜剥離、白内障、ベーチェット病等）
講義	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	(1) 障害者福祉の動向 (2) 障害者福祉に関連する法律 (3) 障害者総合支援法 (4) 視覚障害に関する施設等 (5) 障害者を対象としたその他の制度	1.5時間	1.5時間	実施内容の全部
講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	(1) 同行援護従業者の業務内容 (2) 同行援護従業者の職業倫理 (3) 同行援護の実際（様々な利用者への対応等）	2.5時間	2.5時間	実施内容の全部
講義・演習	代筆・代読 ① ②	(1) 代読（業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点） (2) 代筆（業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの） (3) 代読・代筆の具体的な方法 (4) 演習（代読1題・代筆1題）	1.5時間	0.5時間	実施内容のうち、「(3) 代読・代筆の具体的な内容」 ・代読・代筆においてのプライバシー保護や、代読、代筆を行う環境など
演習	誘導の基本技術 ① ②	(1) 基本姿勢・歩く（誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換） (2) 狭いところの通過、ドアの通過 (3) 椅子への誘導・階段（スロープ、溝などをまたぐ、段差）	7時間	3時間	実施内容のうち、「(1) 基本姿勢・歩く」 「(2) 狭いところの通過、ドアの通過」 ・基本姿勢・歩く・狭いところの通過
演習	誘導の応用技術（場面別・街歩き）① ②	(1) 共通（トイレ、食事） (2) 街歩き（歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段） (3) 場面別（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭）	5時間	1時間	実施内容のうち、「(3) 場面別」 ・場面別支援技術においての（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修・余暇活動（コンサート・映画・カラオケ・スポーツ観戦）・冠婚葬祭）

2 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者向け研修
（一部科目免除（研修時間 19 時間）。3 日で実施する場合）

（参考例 1）

1 日目（第 1 週・○／○（土））	時間数	2 日目（第 2 週・○／○（土））	時間数	3 日目（第 3 週・○／○（土））	時間数
（オリエンテーション）		誘導の基本技術①	4	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	2
外出保障	1	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	2	交通機関の利用	4
視覚障害の理解と疾病①	1			（修了式）	
視覚障害者（児）の心理	1				
同行援護の制度	1				
情報提供	2				
代筆・代読①	1				
計	7	計	6	計	6
				合計	19

（参考例 2）

1 日目（第 1 週・○／○（土））	時間数	2 日目（第 2 週・○／○（土））	時間数	3 日目（第 3 週・○／○（土））	時間数
（オリエンテーション）		代筆・代読①	1	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4
外出保障	1	誘導の基本技術①	4	交通機関の利用	4
視覚障害の理解と疾病①	1			（修了式）	
視覚障害者（児）の心理	1				
同行援護の制度	1				
情報提供	2				
計	6	計	5	計	8
				合計	19

3 新規受講者（全科目実施）と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の研修修了者（一部科目免除）の合同による研修

(参考例 1)

1日目(第1週・○／○(土))	免除の有無	時間数	2日目(第2週・○／○(土))	免除の有無	時間数	3日目(第3週・○／○(土))	免除の有無	時間数	4日目(第4週・○／○(土))	免除の有無	時間数
(オリエンテーション)			誘導の基本技術①		4	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	○	1.5	交通機関の利用		4
外出保障		1	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①		4	同行援護従事者の実際と職業倫理	○	2.5	(修了式)		
視覚障害の理解と疾病①		1				誘導の基本技術②	○	3			
視覚障害の理解と疾病②	○	0.5				誘導の応用技術(場面別・街歩き)②	○	1			
視覚障害者(児)の心理		1									
同行援護の制度		1									
情報提供		2									
代筆・代読①		1									
代筆・代読②	○	0.5									
計		8	計		8	計		8	計		4
うち免除時間計		1	うち免除時間計		0	うち免除時間計		8	うち免除時間計		0
									合計		28
									免除時間合計		9

(参考例 2)

1日目(第1週・○/○(土))	免除の有無	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	免除の有無	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	免除の有無	時間数	4日目(第4週・○/○(土))	免除の有無	時間数
(オリエンテーション)			誘導の基本技術①		4	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	○	1.5	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①		4
外出保障		1	誘導の基本技術②	○	3	同行援護従事者の実際と職業倫理	○	2.5	誘導の応用技術(場面別・街歩き)②	○	1
視覚障害の理解と疾病①		1							交通機関の利用		4
視覚障害の理解と疾病②	○	0.5							(修了式)		
視覚障害者(児)の心理		1									
同行援護の制度		1									
情報提供		2									
代筆・代読①		1									
代筆・代読②	○	0.5									
計		8	計		7	計		4	計		9
うち免除時間計		1	うち免除時間計		3	うち免除時間計		4	うち免除時間計		1
									合計		28
									免除時間合計		9